

東大阪市健保地第1945号

令和7年7月30日

地方独立行政法人市立東大阪医療センター

評価委員会 委員長 津森 孝生 様

東大阪市長 野田 義和



地方独立行政法人市立東大阪医療センター

積立金の処分に係る意見について

標記のことについて、地方独立行政法人法第40条第4項の規定に基づき積立金の処分に係る承認をするにあたり、地方独立行政法人市立東大阪医療センター評価委員会条例第2条第1項第5号の規定により、意見を求めます。